巻末資料

1　旧ＲＤ社または県が実施した主な廃棄物土の調査一覧

(1)　高濃度硫化水素ガス発生箇所の掘削調査（図(資)1-1 の①）

ア　時期

平成 12 年（2000 年）12 月～平成 13 年（2001 年）5 月

イ　契機

住民の方の苦情により消防が調査を実施したところ、東側の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガスが検出され、県が硫化水素調査（平成 11 年（1999 年）11 月～平成 12 年（2000 年）７月）を実施したところ、高濃度の硫化水素ガスが検出されたこと。

ウ　目的

硫化水素ガスの発生原因を究明することにより、対策に必要な基礎資料を得ること。

エ　実施者

掘削：県が委託した事業者　分析：県が委託した事業者

オ　内容

産業廃棄物掘削調査の一つとして、高濃度の硫化水素ガス発生箇所でオールケーシング掘削を２地点で実施し、ボーリングで得られた廃棄物土の分別試験および分別試料の分析（元素分析、有機物分析、イオン分析等）を実施した。

カ　結果

木くず（ベニヤ板、合板、木材）、紙くず（段ボール、紙）、繊維くず（畳、布切れ）、金属くず（鉄くず、鉄容器、鉄線、空き缶、針金、ステンレス金網、電線コード、金属片、金属パイプ、ジュラルミン）、動植物性残渣（米）等の許可品目以外の廃棄物を発見した。

また、No.2 地点周辺の地表から 1～2m の掘削位置で石膏を発見した。

(2)　高アルカリ排水原因廃棄物調査（図(資)1-1 の②）

ア　時期

平成 14 年（2002 年）8 月～10 月

イ　契機

処分場の排水管から高アルカリ排水が出ていると住民の方から情報があり、県が排水を分析したところ、高アルカリであったこと。

ウ　目的

高アルカリ排水の原因廃棄物を発見すること。

エ　実施者

掘削：旧ＲＤ社　分析：県が委託した事業者

オ　内容

旧ＲＤ社は掘削（つぼ掘り）を実施し、県は排水、沈砂池の水および廃棄物土の分析を行った。また、廃棄物土は 1 地点で試料を採取し溶出試験（分析：環境庁告示第 13 号）を実施した。

カ　結果

処分場の北西角周辺でセメント系廃棄物を発見した。また、１地点の廃棄物土はふっ素の溶出

量が土壌環境基準を超過した。

(3) 東側法面後退工事事前調査（図(資)1-1 の③）

ア 時期

平成 15 年（2003 年）11 月

イ 契機

平成 13 年（2001 年）12 月に発出した改善命令（２回目）に基づき、東側法面の法すそを 20m 以上後退させる等して悪臭の発散を防止するよう命令した。この命令に係る工事を実施するにあたり、掘削工事区域における安全性を事前に確認し、盛土工事区域における廃棄物土の揮発性有機化合物類の状態を確認するため、県が表層ガス調査を実施したところ揮発性有機化合物類が検出されたこと。

ウ 目的

盛土工事区域における廃棄物土の性状を確認すること。

エ 実施者

掘削：旧ＲＤ社　分析：県が委託した事業者

オ 内容

この表層ガス調査で揮発性有機化合物類が検出された地点を中心として、掘削（つぼ掘り）を６地点で実施した。また、そのうち３地点で溶出試験（前処理：環境庁告示第 13 号、分析：環境庁告示第 13 号）および含有試験（分析：底質調査法）を実施した。

カ 結果

掘削した廃棄物土から許可品目外の木くずおよび金属くずを発見した。また、３地点の廃棄物土は、土壌汚染対策法の溶出量基準および含有量基準以下であった。

(4) 東側平坦部調査（図(資)1-1 の④）

ア 時期

平成 16 年（2004 年）5 月

イ 契機

平成 13 年（2001 年）12 月に発出した改善命令（２回目）に基づき、東側法面の法すそを 20m 以上後退させる等して悪臭の発散を防止するための措置が完了したこと。

ウ 目的

東側法面後退工事の完了後の平坦部の地表面から下層の廃棄物土の性状を確認すること。

エ 実施者

掘削：旧ＲＤ社　分析：県が委託した事業者

オ 内容

平坦部の掘削（つぼ掘り）を７地点で実施した。また、そのうち３地点で溶出試験（前処理：環境庁告示第 46 号、分析：環境省告示第 18 号）および含有試験（分析：環境省告示第 19 号・底質調査法（PCB））を実施した。

カ 結果

掘削した廃棄物土から許可品目外の木くずおよび金属くずを発見した。３地点の廃棄物土は、

土壌汚染対策法の溶出量基準および含有量基準以下であった。

(5) 深掘（平成10年（1998年））箇所の地下水への流出防止対策に係る廃棄物土調査（図(資)1-1の⑤）

ア 時期

平成16年（2004年）11月～平成17年（2005年）2月

イ 契機

県は、立入検査により許可容量を超過した埋立てを確認したことから、平成10年（1998年）６月に改善命令（１回目）を発出した。改善命令に係る措置の履行の際に、旧ＲＤ社が許可深度を超える深掘りを伴う廃棄物の埋立てを行っていた事実を同年 11 月に確認し、この深掘箇所について廃棄物の掘削除去および粘土層の修復ならびに良質土による埋戻しを内容とする原状回復の指導を行い、同年12月に履行を確認した。

その後も浸透水の水質が維持管理基準に適合しないことおよび浸透水が地下水に漏洩するおそれがあることから、この深掘箇所から必要な範囲について掘削により廃棄物土を移動させた上で地下水への流出防止対策を行うことを含む改善命令（２回目）を平成13年（2001年）12月に発出した。この是正工事（平成16年（2004年）11月～平成17年（2005年）２月）の掘削に伴い発生した廃棄物土を遮水後に掘削箇所に埋め戻すこととなったこと。

ウ 目的

掘削に伴い発生した廃棄物土の性状を確認すること。

エ 実施者

掘削：旧ＲＤ社　分析：県が委託した事業者

オ 内容

掘削した廃棄物土（混合試料８検体、個別試料19検体）の溶出試験（前処理：環境庁告示第46号、分析：環境省告示第18号）および含有試験（前処理：環境省告示第19号・底質調査法（PCB）、分析：環境省告示第19号・底質調査法（PCB）・環境庁告示第68号（DXNs））を実施した。

カ 結果

混合試料４検体で鉛の含有量が土壌汚染対策法の含有量基準の 90%を超過し、個別試料５検体で鉛の含有量が同法の含有量基準を超過した。

(6) 西側平坦部調査（図(資)1-1の⑥）

ア 時期

平成17年（2005年）9月～12月

イ 契機

旧ＲＤ社の元従業員等からの聞き取った内容として、処分場内にドラム缶等が埋立てられているという情報が住民の方から県に寄せられ不安が広がっていたこと。

ウ 目的

ドラム缶等の違法な埋立ての状況を確認すること。

エ 実施者

掘削：旧ＲＤ社　分析：県が委託した事業者

オ　内容

この証言等からドラム缶等が違法に埋め立てられた場所を推定し掘削することによりドラム缶等を調査した。また、この掘削調査にあわせて、掘削範囲を 12 ブロックに区分し 16 検体（当初掘削 2 検体、追加掘削 14 検体）の廃棄物土を採取し、溶出試験（分析：環境省告示第 18 号）および含有試験（分析：環境省告示第 19 号・底質調査法（PCB）・環境庁告示第 68 号（DXNs））を実施した。

カ　結果

この掘削の範囲からドラム缶および一斗缶を発見した。また、この掘削の際に採取した 16 検体のうち３検体でふっ素の溶出量が土壌汚染対策法の溶出量基準を、６検体で鉛の含有量が同法の含有量基準を、１検体でダイオキシン類の含有量が土壌環境基準を超過した。

(7)　中央部廃棄物埋立状況等調査（図(資)1-1 の⑦）

ア　時期

平成 17 年（2005 年）１月～平成 18 年（2006 年）３月

イ　契機

平成 13 年（2001 年）12 月に発出した改善命令（２回目）に基づく全ての措置の完了が見込まれたこと。

ウ　目的

旧処分場の中央部の廃棄物土の埋め立て状況を確認すること。

エ　実施者

ボーリング：県が委託した事業者　分析:県が委託した事業者

オ　内容

中央部の３地点でボーリングを行い、採取した廃棄物土の溶出試験（前処理：環境省告示第 18 号、分析：環境省告示 18 号）および含有試験（前処理：環境省告示第 19 号・底質調査法（PCB）、分析：環境省告示第 19 号・底質調査法（PCB）・環境庁告示第 68 号（DXNs））も実施した。

また、平成 13 年（2001 年）12 月に発出した改善命令に基づく深掘（平成 10 年（1998 年））箇所の地下水への流出防止対策において、旧 RD 社が平成 10 年（1998 年）に原状回復したこの深掘箇所の埋土の厚さと構成物を把握するため、この範囲内の７地点でボーリングを行い、埋土のコアの性状を確認した。

カ　結果

中央部の３地点の廃棄物土のコアから木くず（木片）および金属くず（鉄筋、金属片）の許可品目以外の廃棄物を発見した。また、土壌汚染対策法の溶出量基準を超過する廃棄物土（ふっ素２地点、ほう素１地点）および含有量基準を超過する廃棄物土（鉛１地点）を発見した。

また、この深掘箇所の７地点の埋土のコアは、わずかにプラスチック片や金属片はみられるものの、粘土を主体とした埋土であった。

(8)　産業廃棄物最終処分場調査（図(資)1-1 の⑧）

ア　時期

平成 19 年（2007 年）8 月～平成 20 年（2008 年）3 月

イ　契機

県は、平成 18 年（2006 年）４月に措置命令を発出したが、同年６月に旧ＲＤ社の破産手続きの開始が決定したこと。

ウ　目的

廃棄物処理法に基づく主旨に基づき対応策を検討すること。

エ　実施者

掘削：県の委託した事業者　分析：県の委託した事業者

オ　内容

この調査は、ボーリング調査、掘削調査、廃棄物土の分析、孔内ガス・温度測定、浸透水・地下水調査等から構成されている。掘削調査については、ドラム缶および医療系廃棄物等の不適正処分の状況を調査するため実施した。また、廃棄物土の埋立状況を確認するため、旧処分場内の 12 地点でボーリング調査を行い、そのうち廃棄物が確認された 11 地点については廃棄物土の溶出試験（前処理：環境庁告示第 13 号、分析：環境庁告示 13 号・環境庁告示第 46 号（ほう素およびふっ素））、含有試験（前処理：環境省告示第 19 号、分析：環境省告示第 19 号・底質調査法（PCB）・環境庁告示第 68 号（DXNs））も実施した。

カ　結果

掘削調査の結果は第４章のとおりであり、ドラム缶および医療系廃棄物等を発見した。

また、11 地点のボーリングコアから木くず（木片、合板片）、紙くず（段ボール片）、繊維くず（綿ロープ）、金属くず（針金、電線、鉄筋、金属片およびＬ型鋼片）等の許可品目以外の廃棄物を発見した。また、溶出量は土壌汚染対策法の溶出量基準以下であり、含有量は土壌汚染対策法（ダイオキシン類は土壌環境基準）の含有量基準以下であった。

(9)　有害物調査

ア　時期

平成 22 年（2010 年）10 月～平成 23 年（2011 年）12 月

イ　契機

平成 21 年（2009 年）11 月の環境副大臣の来県後、おおむね２ヶ月間にわたる環境省との意見交換に基づき、環境省からの助言を踏まえ、今後の県の対応について説明したこと。

ウ　目的

旧処分場内の有害物等をできる限り除去することを盛り込んだ対策を検討すること。

エ　実施者

掘削：県が委託した事業者　分析：県が委託した事業者

オ　内容

この調査は、調査区画の設定、既存調査の整理、表層ガス調査、高密度電気探査、EM 探査、ボーリング調査、掘削調査、孔内ガス・温度測定、廃棄物土の分析、および浸透水・地下水調査等から構成されている。詳細な調査内容は第２章のとおりである。

カ　結果

詳細な調査結果は第２章のとおりである。

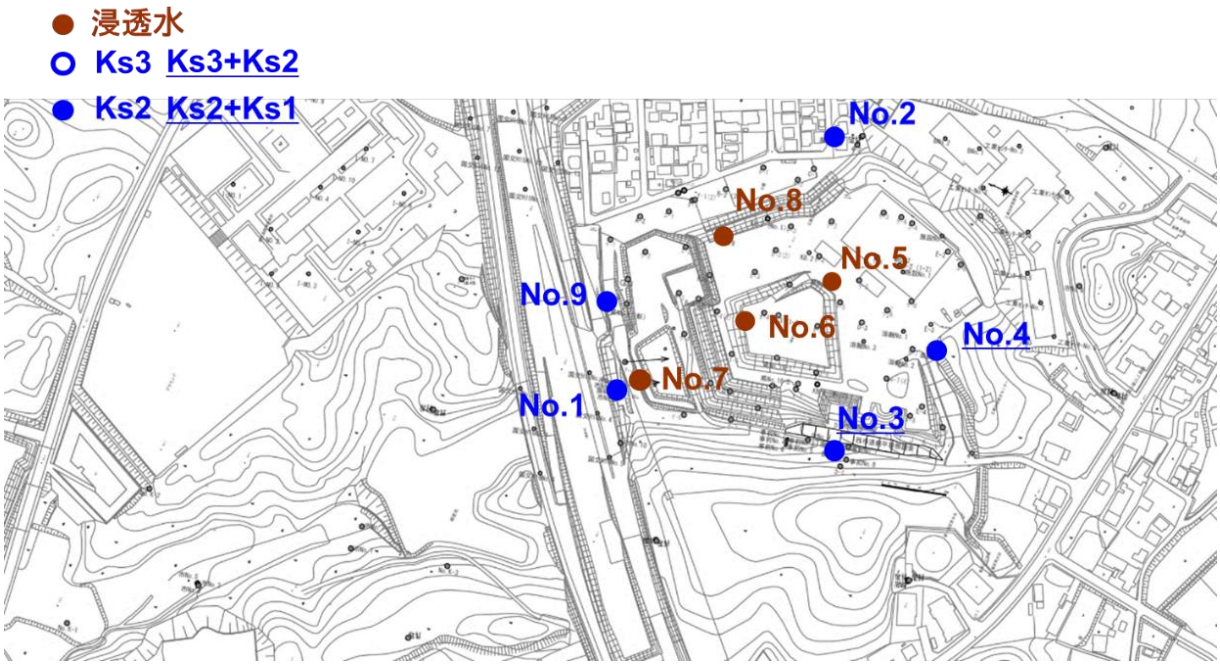


図(資)1-1　廃棄物土調査の位置図

2　県が実施した地下水および浸透水調査

(1) 平成 12 年度

平成 11 年（1999 年）10 月に旧処分場の東側の排水桝で 50ppm を超える硫化水素ガスを確認し、発生原因の究明と対策のため、県は同年 11 月 27 日に栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会を設置し、同委員会からの助言を受けながら、同年 12 月から平成 12 年（2000 年）６月にかけて配水管周辺の準備調査、処分場内２か所でのボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査およびガス抜き作業等を旧ＲＤ社に実施させた。その後、平成 12 年９月県議会において知事が「処分場に起因する地下水調査は、県と町で役割分担をし、住民の皆さんとも協議しながら実施する。」と答弁したことを受けて、県は同委員会と協議しながら地下水等調査および掘削調査を実施することを同年 11 月に公表した。これを受けて、平成 13 年（2001 年）２月から観測井戸を新たに６地点（No.1、No.2、No.3、No.4、No.5、No.8）設置し、同年３月に処分場に起因する地下水への影響を把握するため以下の９地点（図(資)2-1）で周縁地下水および浸透水の一斉調査（年１回）を実施した。なお、同年 12 月に No.2 および No.3 地点において掘削深度の半分程度を残して閉塞していることを確認し、平成 14 年（2002 年）２月に揚水洗浄を行い、既設の VP50 塩化ビニール管（内径 51mm）の中にストレーナ加工を施した KV35 透明塩化ビニール管（内径 35mm）を挿入して観測井戸を保孔した。

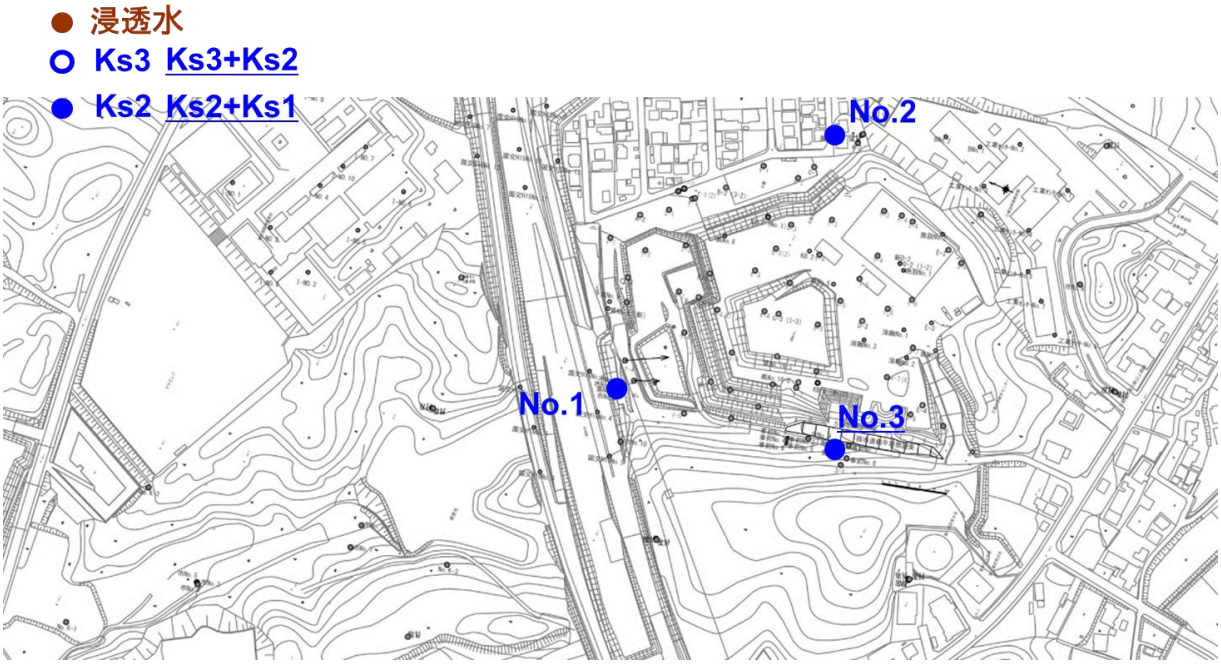


図(資)2-1　一斉調査地点（平成 12 年（2000 年）度）

(2) 平成 14 年度～平成 16 年度

平成 13 年（2001 年）６月に同委員会から報告書がとりまとめられた後、同年 12 月に県は改善命令を発出し、旧ＲＤ社は同命令に基づく改善工事を開始した。この工事による地下水への影響や効果を経年的に把握するため、平成 14 年度から以下の周縁地下水の３地点でモニタリング調査（年１回）を開始した。平成 15 年度、16 年度のモニタリング調査地点（図(資)2-2）に変更はないが、調査回数は年３回、年４回と増加し、平成 16 年度以降の主な地点の調査回数は年４回となった。ま

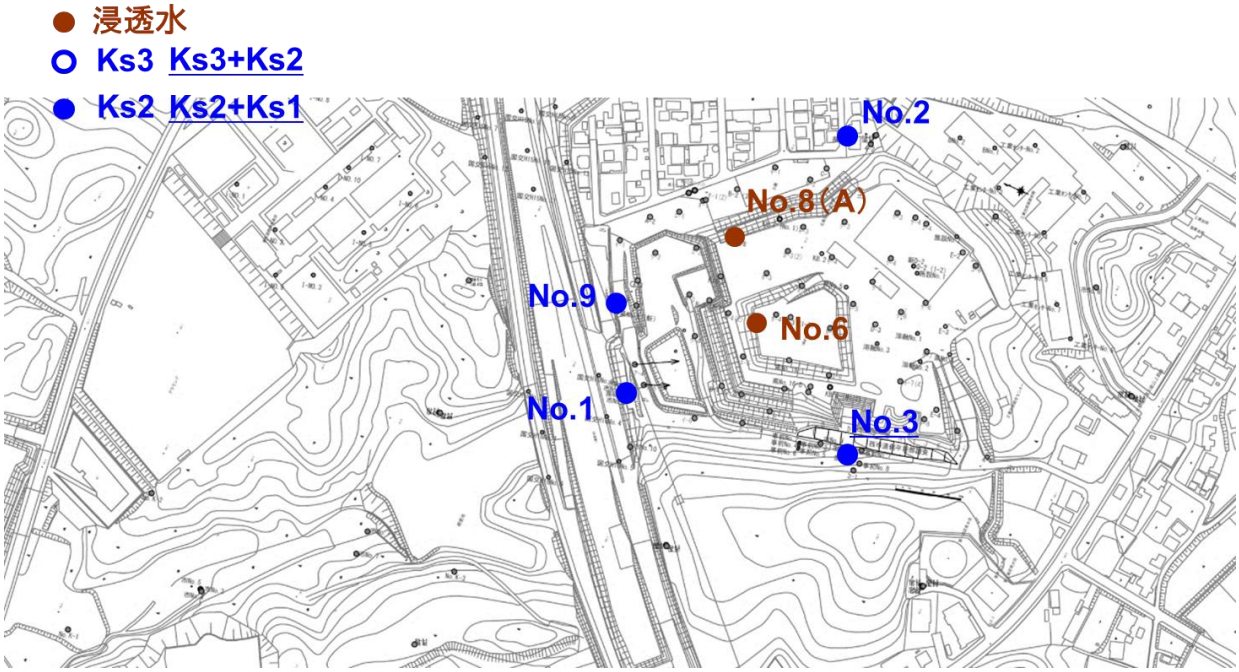
た、モニタリング調査に加え、旧ＲＤ社の自主測定結果を確認するため No.6 地点（第 1 処分場の代表地点）で、この工事による浸透水への影響を確認するため No.8 地点（第２処分場の代表地点）で、平成 15 年（2003 年）９月および平成 16 年（2004 年）９月に浸透水の確認調査を実施した。



図(資)2-2　モニタリング調査地点（平成 14（2002）～16 年（2004 年）度）

(3) 平成 17 年度

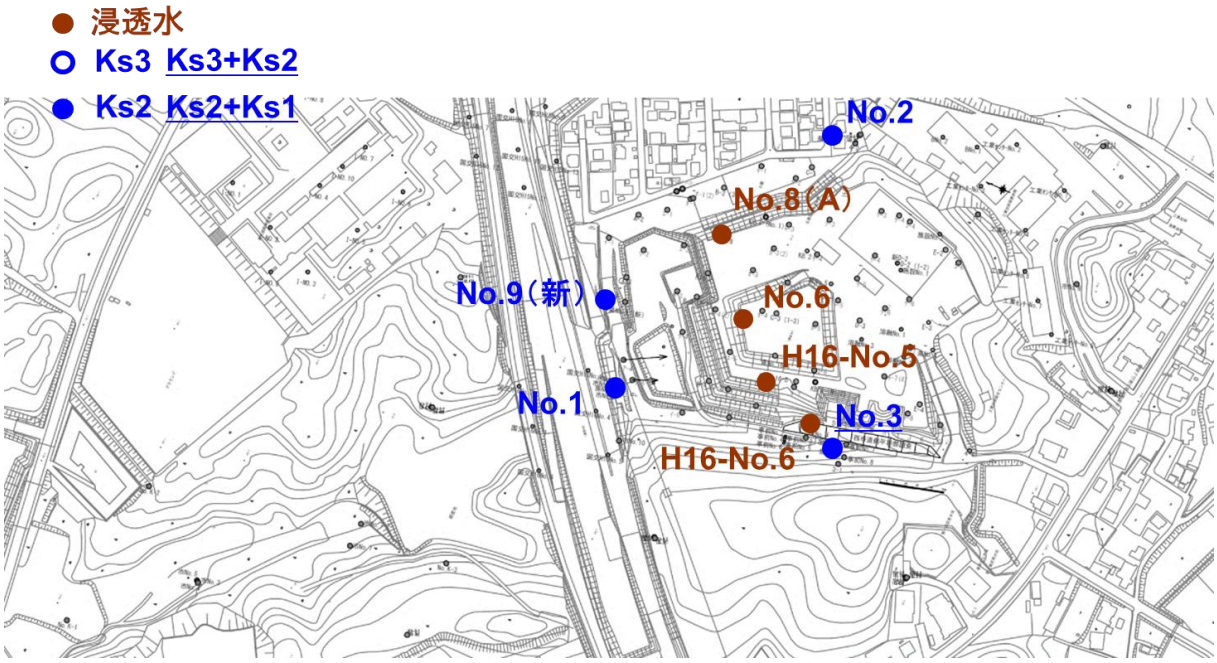
平成 17 年度のモニタリング調査は、周縁地下水を 1 地点（No.9）、浸透水を２地点（No.6、No.8（A））（図(資)2-3）を追加して実施した。No.8(A)地点は、平成 13 年（2001 年）12 月に発出した改善命令のうち平成 16 年（2004 年）11 月に開始された深掘是正工事の中で撤去された No.8 地点に代わり、蛇腹塩化ビニール管（内径 450mm）を掘削箇所に挿入し観測井戸としたものである。なお、No.8(A)地点の設置時にその孔内にたまり水のようなものを確認したことから、ポンプ等を設置して揚水し、調査可能な状態になってから採水することとなったため、平成 17 年度の No.8(A)地点の調査は見送られた。また、No.9 地点は、平成 17 年（2005 年）６月の調査で土砂によって約 8m 閉塞していることを確認し同年９月以降の調査を見送った。同年 10 月以降に No.9 地点の井戸洗浄を繰り返し実施したものの、洗浄排水からは常時砂が排出され続けていたことから、孔内に細かい砂が流入していると考えられ、平成 18 年（2006 年）３月に新たに No.9(新)地点を設置した。



図(資)2-3　モニタリング調査地点（平成 17 年（2005 年）度）

(4) 平成 18 年度

平成 17 年（2005 年）６月に改善命令は履行されたものの、同年９月から実施された西市道側の掘削調査によりドラム缶等が発見され、生活環境保全上の支障等が生じまたは生じるおそれがあることから、平成 18 年（2006 年）４月にドラム缶等およびドラム缶等から漏出した廃油等により汚染された土を除去するよう措置命令を発出したが、同年６月に旧ＲＤ社の破産手続きが開始され履行が見込めない状況となった。このことから、平成 18 年度のモニタリング調査は、今後の地下水汚染対策の検討にあたって広範囲の浸透水の水質データを得るため、処分場西側の浸透水を２地点（H16-No.5、H16-No.6）追加（図(資)2-4）して実施した。

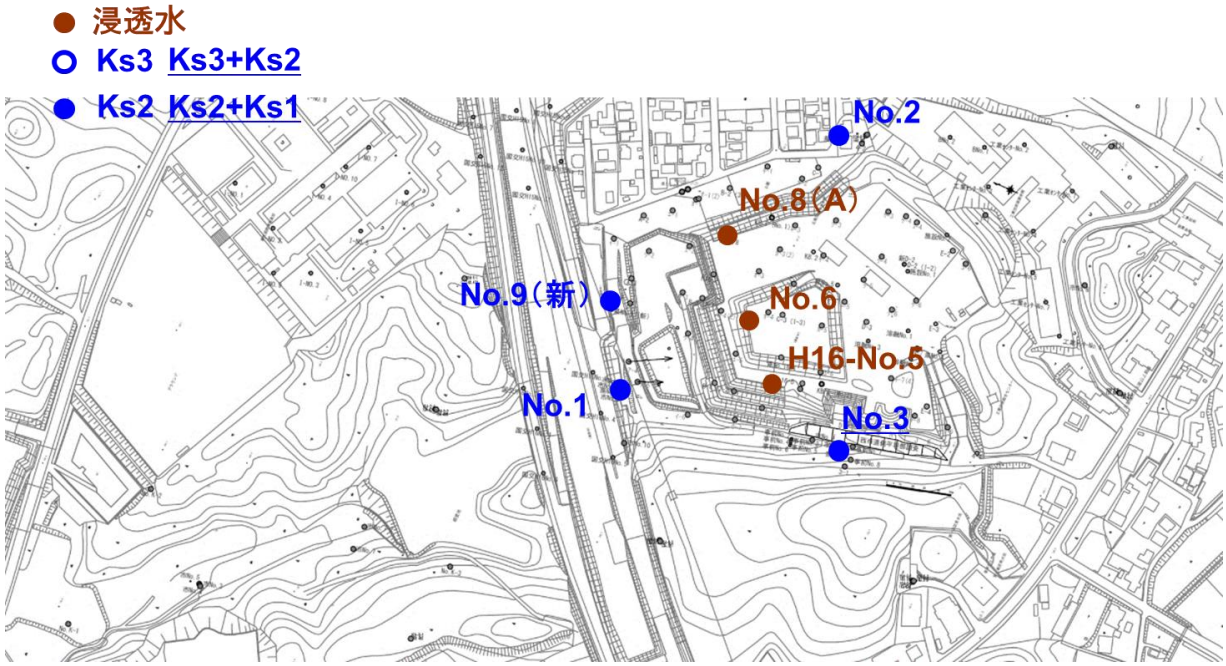


図(資)2-4　モニタリング調査地点（平成 18 年（2006 年）度）

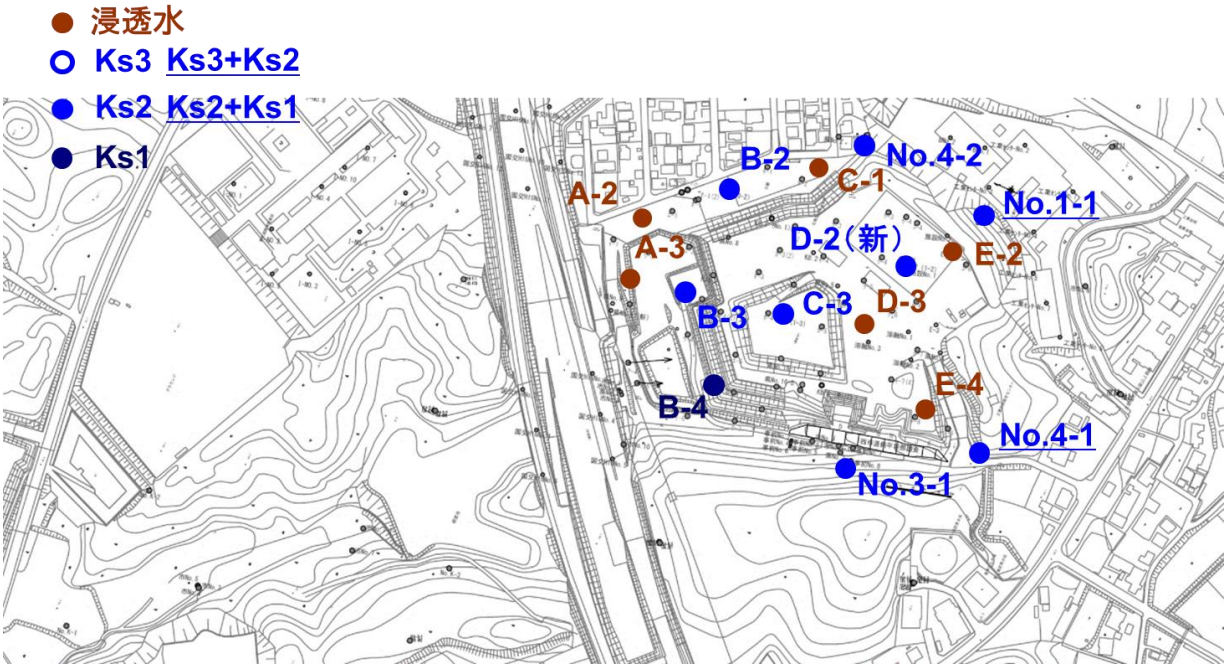
(5) 平成 19 年度

処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、平成 18 年(2006 年) 10 月に環境・農水常任委員会(県議会)で対応方針（案）を公表した。この対応方針（案）に基づき定期的に周辺への影響を監視することとなり、平成 19 年度のモニタリング調査（は、以下の地点（図(資)2-5）で実施した。

そして、旧処分場から発生する諸問題の対応策を調査検討するため、平成 18 年（2006 年）12 月から旧ＲＤ最終処分場問題対策委員会を開催した。この中で、旧処分場に適用可能な対策工法を検討するため新たに観測井戸を設置し、平成 19 年（2007 年）８月に周縁、場内地下水および浸透水の一斉調査を実施した（図(資)2-6)。なお、新たに設置した観測井戸のうち、D-2 地点について、この一斉調査で塩ビ管が破損していることが判明したことから閉塞し、その代替として 2m 離れた地点に観測井戸を設置し D-2（新）地点とした。また、B-4 地点についても、細砂よりも大きい砂粒子で約 10m 程度閉塞していることが確認された。



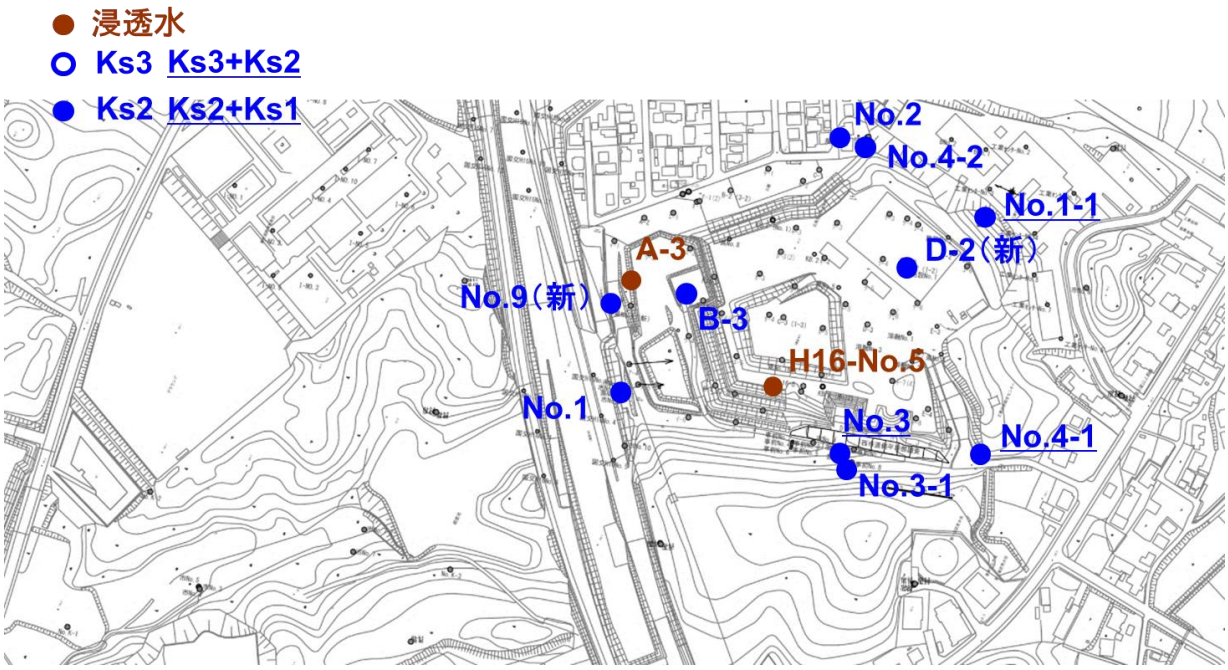
図(資)2-5　モニタリング調査地点（平成 19 年（2007 年）度）



図(資)2-6　一斉調査地点（平成 19 年（2007 年）度）

(6) 平成 20 年度

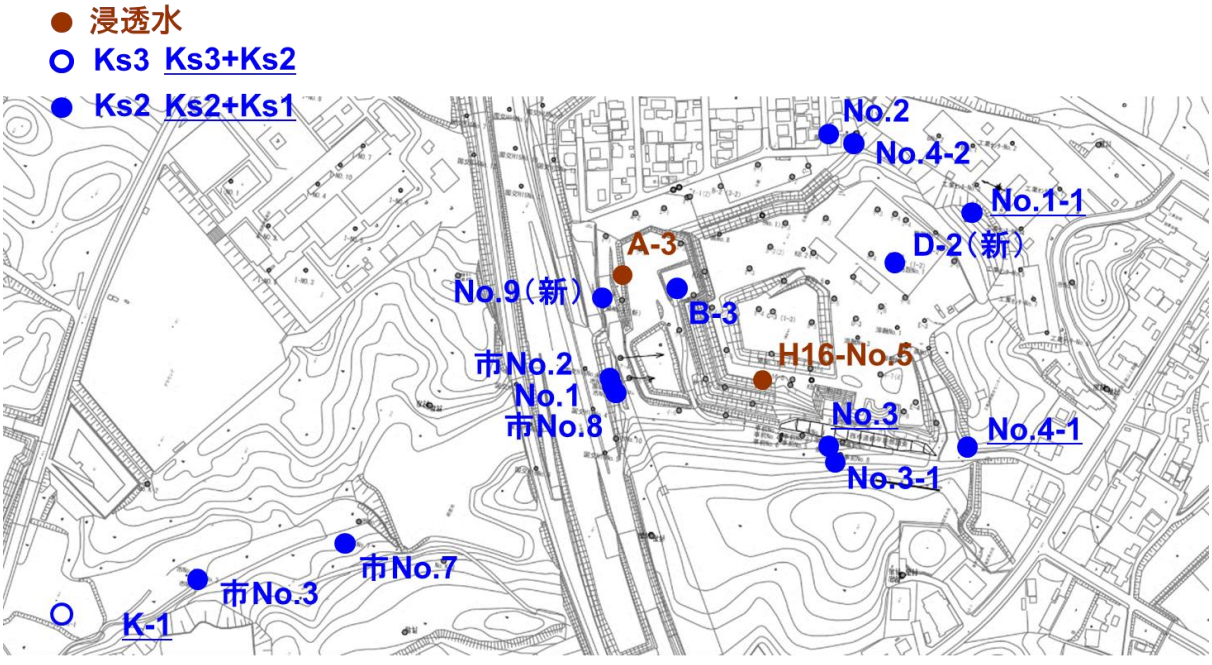
平成 20 年度のモニタリング調査（周縁、場内地下水および浸透水）は、前年度に設置した観測井戸の中から、周縁地下水を４地点（No.1-1、No.4-1、No.4-2、No.3-1）、場内地下水を２地点（D-2（新）、B-3）追加し、浸透水を蛇腹管の２地点（No.6、No.8(A)）から他の観測井戸と同様の塩ビ管の２地点（A-3、H16-No.5）に整理した（図(資)2-7）。



図(資)2-7　モニタリング調査地点（平成 20 年（2008 年）度）

(7) 平成 21 年度

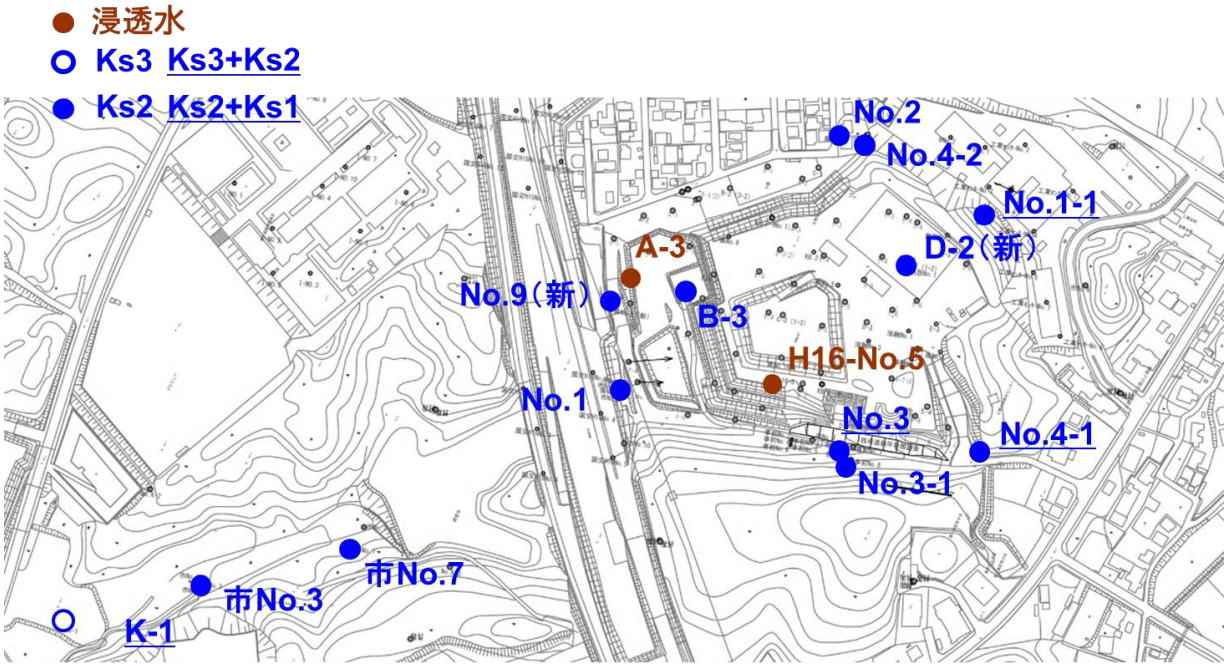
平成 21 年度は、栗東市が調査していた下流側の周縁および周辺地下水の一部の地点の状況をより詳細に把握するため、周縁地下水を２地点（市 No.2、市 No.8）、周辺地下水の３地点（市 No.7、市 No.3、K-1）をモニタリング調査地点に追加して調査を実施した（図(資)2-8）。



図(資)2-8　モニタリング調査地点（平成 21 年（2009 年）度）

(8) 平成 22 年度

平成 22 年度は、前年度に追加した栗東市の観測井戸の調査結果を県の観測井戸の調査結果と比較整理したうえで、周辺地下水調査地点の３地点（市 No.7、市 No.3、K-1）のみを引き続き監視することとなった（図(資)2-9）。



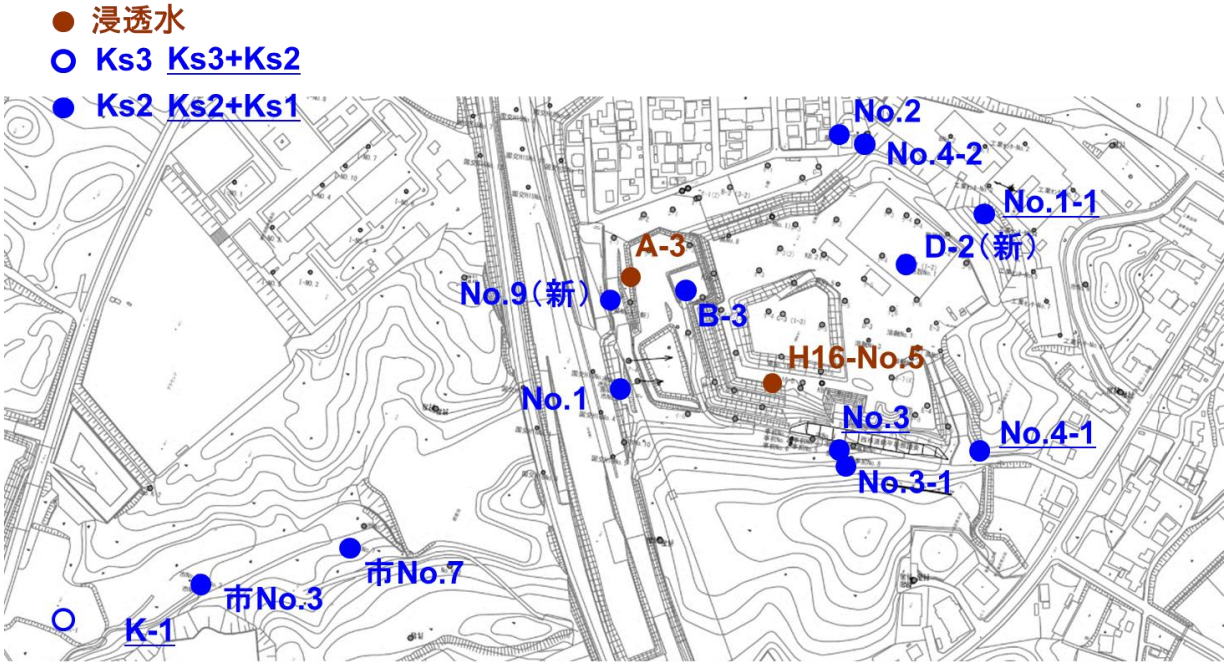
図(資)2-9　モニタリング地点（平成 22 年（2010 年）度）

(9) 平成 23 年度

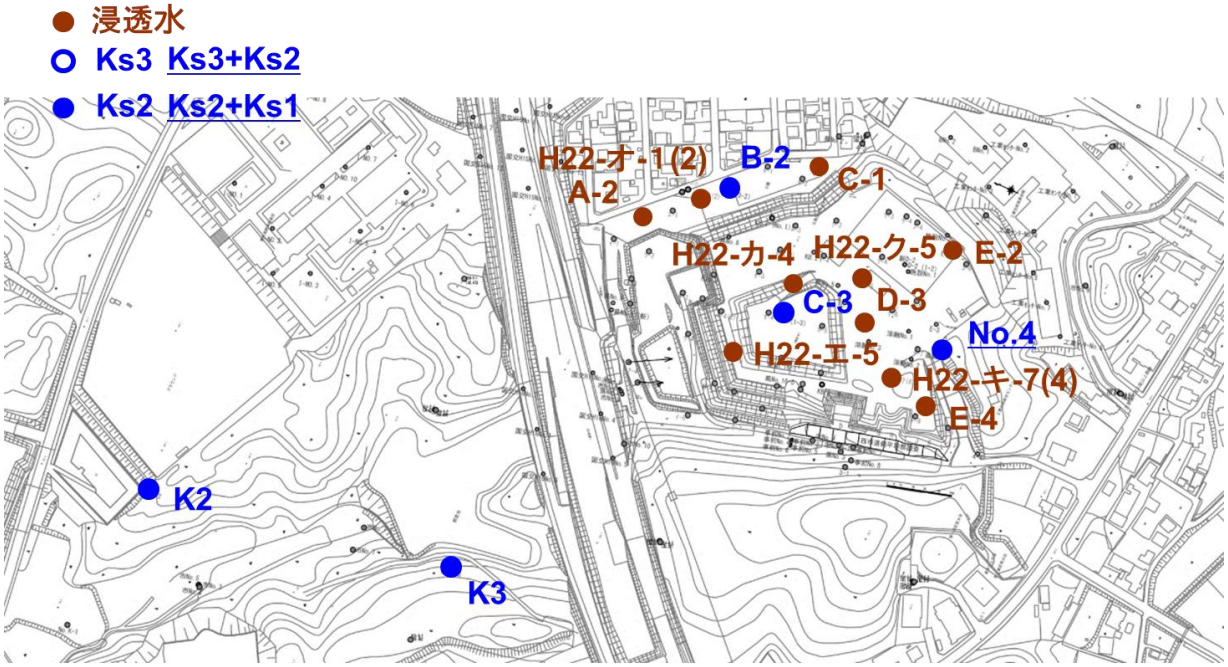
平成 23 年度は、平成 21 年（2009 年）11 月の環境副大臣の来県以降､県は「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」を取りまとめ、平成 22 年（2010 年）１月に有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を決定するための最後の調査を実施する等の基本方針を周辺７自治会に説明した。その後、同年８月に有害物調査等に係る予算執行の合意が得られたことから、モニタリング調査（図(資)2-10）に加えて、既存の観測井戸および新設の観測井戸（図(資)2-11）を対象に周辺、場内地下水および浸透水の一斉調査を実施した。なお、図(資)2-11 の調査地点に記載をしているものの、観測井戸の水が枯渇または観測井戸への水の供給がほぼない等の状況から、分析を実施するための試料を採取することができない地点（No.4、H22-カ-4、E-4）があった。

なお、有害物調査を実施するにあたって設置された有害物調査検討委員会の平成 23（2011 年）３月の第３回および同年６月の第４回の会議において、既往の調査結果は地下水や浸透水の SS（懸濁物質）の値が非常に高く採水方法について欠陥があり、観測井戸のたまり水やその下に溜まっている SS 分とか土の影響をできるだけ受けないような形で採水しないと何を測っているのか分からなくなるため改善を求めるご意見があった。これを受けて委員（後の旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会のアドバイザー）と協議し、周辺自治会の皆さんとの話合いを重ねて、平成 23 年度

から水中ポンプで井戸の孔内水量の 4 倍量程度汲み上げた後に水質（水温、pH、電気伝導度等）が安定したことを確認してからポンプで採水する方法に変更することとなった。



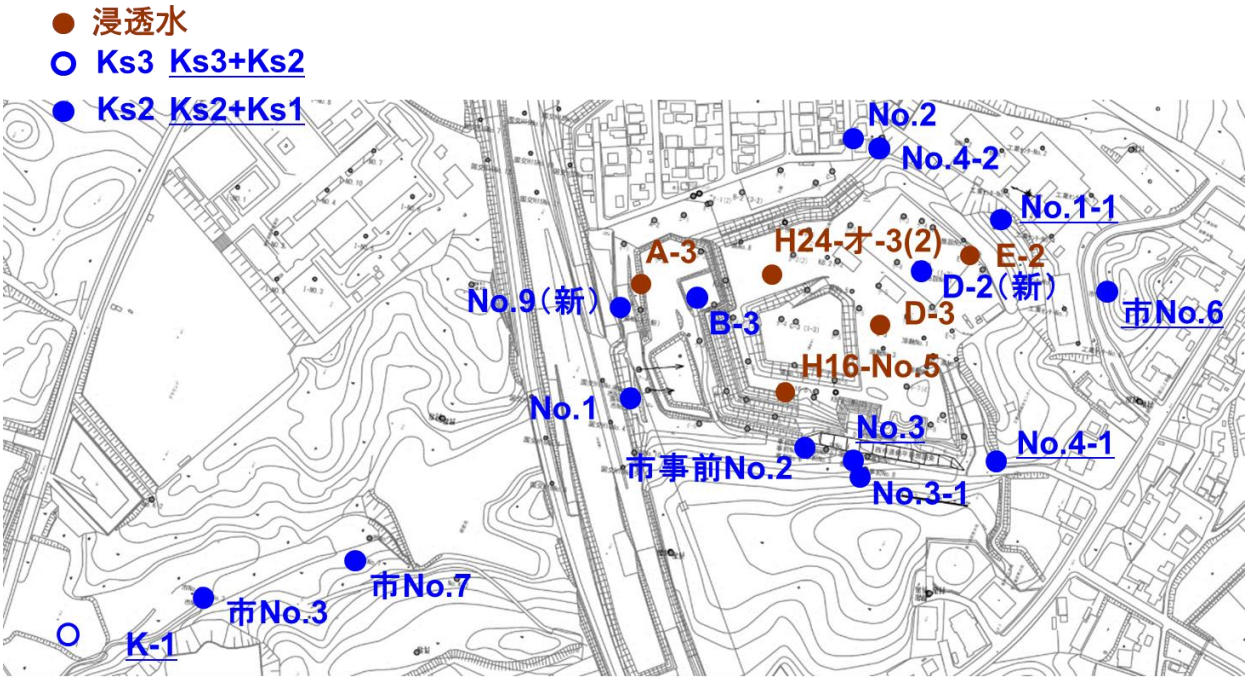
図(資)2-10　モニタリング調地点（平成 23 年（2011 年）度）



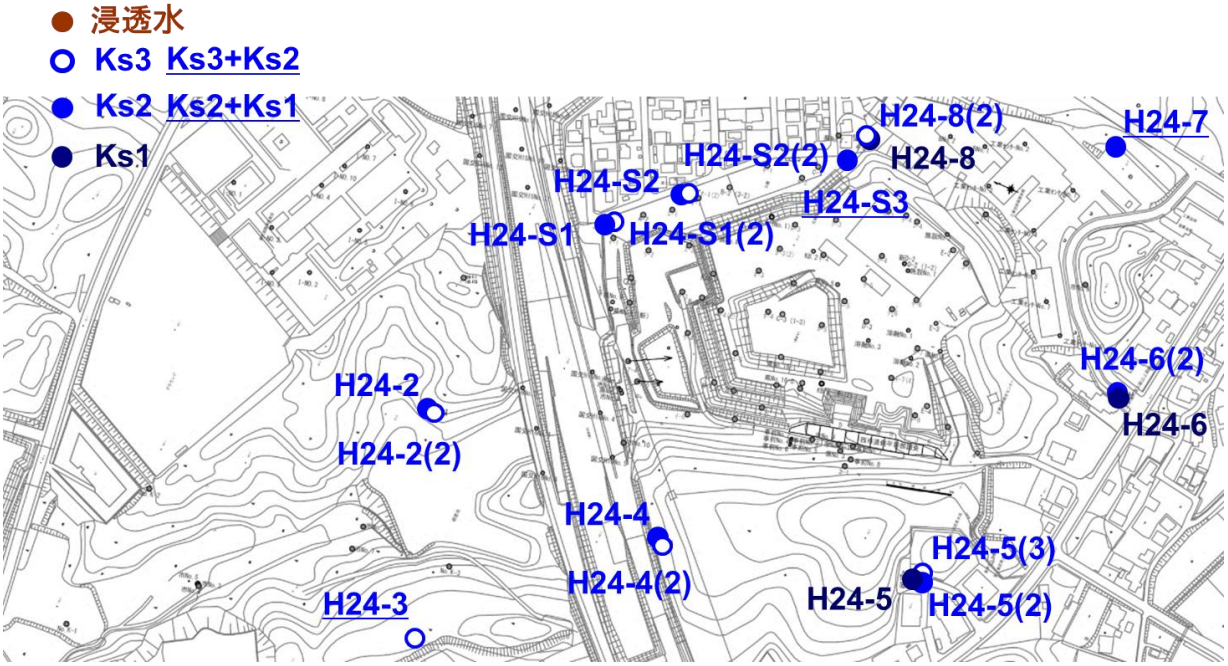
図(資)2-11　有害物調査に係る一斉調査地点（平成 23 年（2011 年年）度）

(10) 平成 24 年度

平成 24 年度は、地下水については既存井戸の最上流側の水質を確認するため周辺地下水調査地点の 1 地点（市 No.6）追加し、浸透水については一次対策工事の影響を確認するため 3 地点（E-2、H24-オ-3(2)、D-3）をモニタリング調査地点に追加した（図(資)2-12）。また、二次対策の計画・設計に必要となる周辺地下水の状況（水位、水質、地下水流動方向、地下水汚染状況）を把握するため、新たにボーリング調査を実施し、新設の観測井戸（図(資)2-13）を対象に周辺および周縁地下水の一斉調査を実施した。なお、図(資)2-13 の調査地点に記載をしているものの、観測井戸の水が枯渇または観測井戸への水の供給がほぼない等の状況から、分析を実施するための試料を採取することができない地点（H24-5(2)、H24-5(3)、H24-8、H24-8(2)、H24-S1(2)、H24-S3）があった。



図(資)2-12　モニタリング調査地点（平成 24 年（2012 年）度）

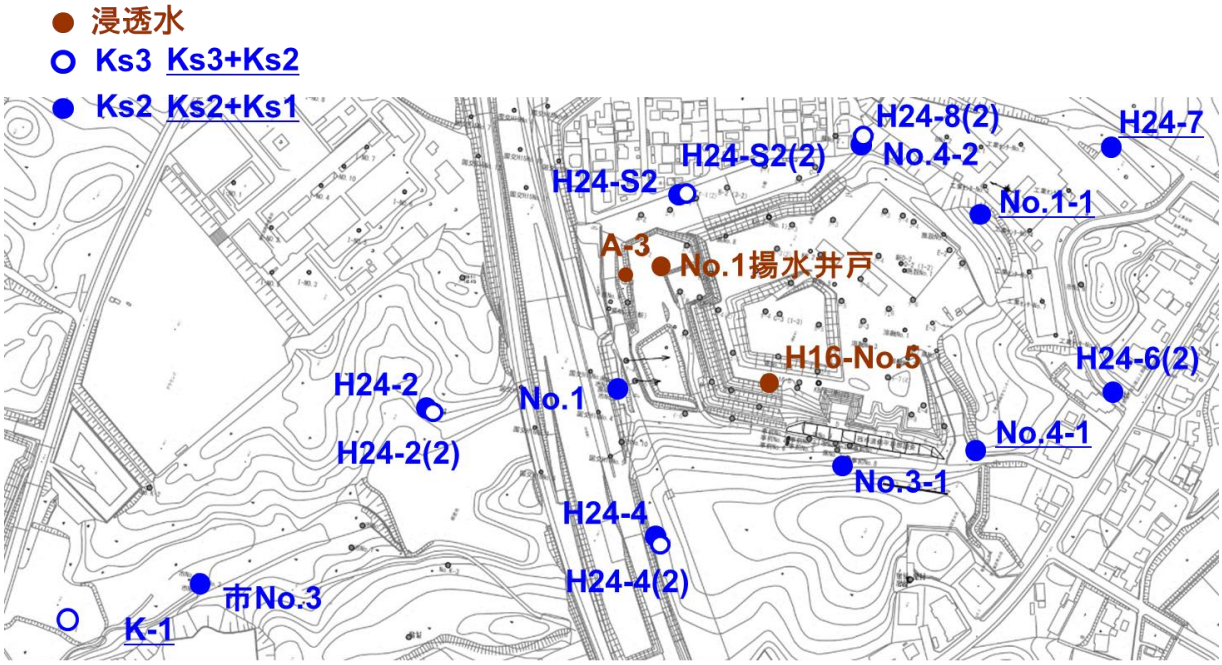


図(資)2-13　一斉調査地点（平成 24 年（2012 年）度）

(11) 平成 25 年度～平成 26 年度

平成 25 年度は、平成 25 年（2013 年）12 月から二次対策工事を実施するにあたって、廃棄物土の掘削等に伴う浸透水の周辺への汚染拡散状況を把握するため、周縁、周辺地下水および浸透水調査地点を整理し、アドバイザーの助言を得て、同年５月の第１回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会において地下水および浸透水のモニタリング計画を説明し、以下の図(資)2-14 の調査地点でモニタリング調査を実施した。なお、浸透水調査地点の A-3 地点において、分析に必要な試料を採取することができなかったため、平成 26 年（2014 年）2 月以降は A-3 地点の約 10m 南側の地点にある No.1 揚水井戸において採水を実施した。

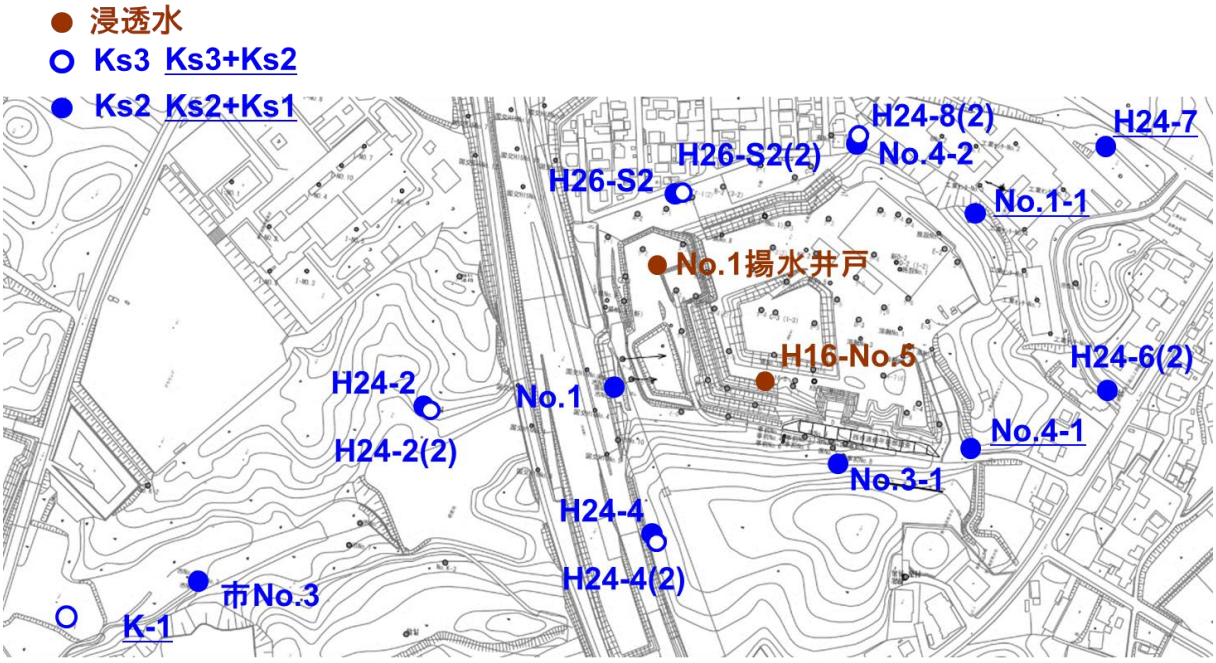
平成 26 年度は、前年度第４回と同じ地点（図(資)2-14）でモニタリング調査を実施した。



図(資)2-14　モニタリング調査地点（平成 25（2013）～26 年（2014 年）度）

(12) 平成 27 年度

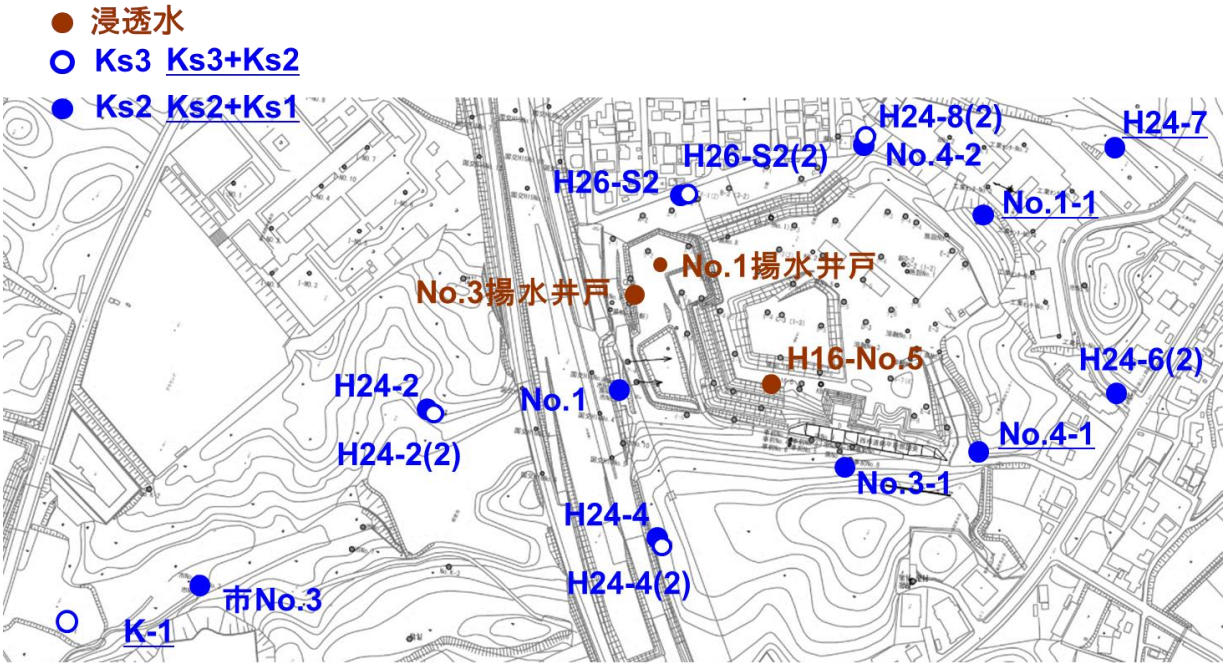
鉛直遮水壁工の施工に伴い平成 26 年（2024 年）10 月に遮水壁ライン沿いの観測井戸を撤去または閉塞した。このことから、周縁地下水調査地点の２地点（H24-S2、H24-S2(2)）の観測井戸を平成 27（2025 年）２月に再設置し、平成 27 年度は、図(資)2-15 の地点でもモニタリング調査を実施した。



図(資)2-15　モニタリング調査地点（平成 27 年（2015 年）度）

(13) 平成 28 年度

平成 28 年度は、図(資)2-16 の地点でモニタリング調査を実施した。なお、A 工区の底面遮水工に伴う掘削により浸透水調査地点の No.1 揚水井戸を撤去したため、同年度第２回の調査から近傍の No.3 揚水井戸において採水を実施した。また、H16-No.5 地点は工事に伴い近づけないため同回から調査を休止した。

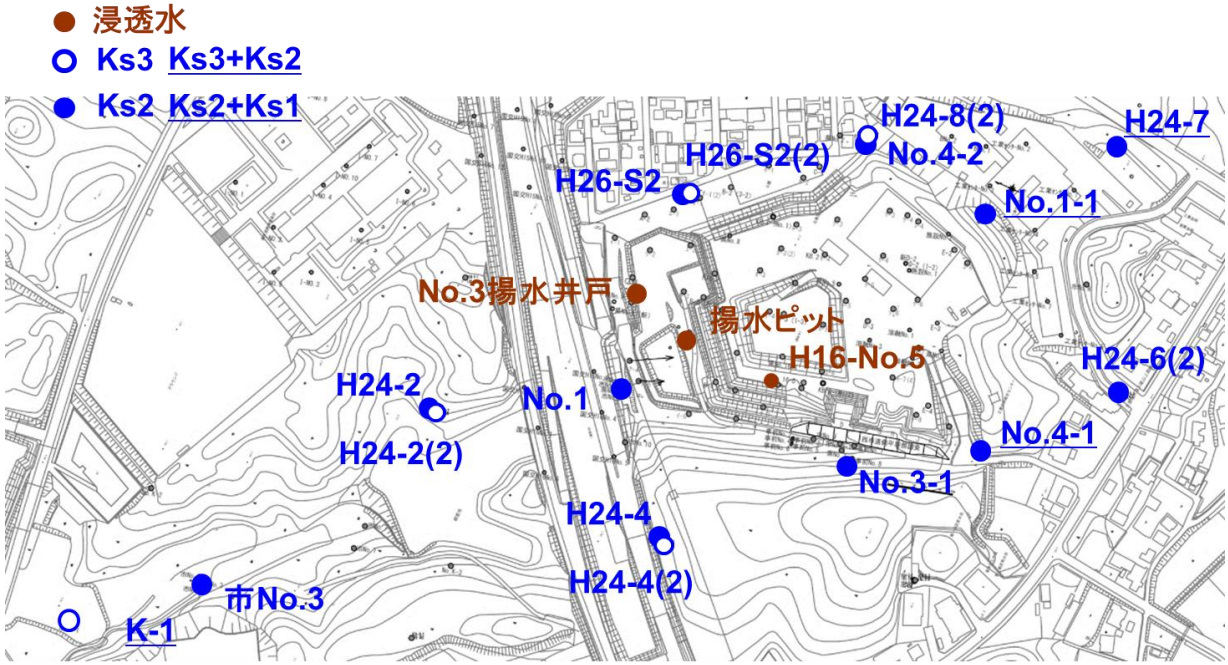


図(資)2-16　モニタリング調査地点（平成 28 年（2016 年）度）

(14) 平成 29 年度～30 年度

平成 29 年度は、図(資)2-17 の地点でモニタリング調査を実施した。なお、同年度第３回から浸透水調査地点の H16-No.5 地点に代わり揚水ピットにおいて採水を実施した。

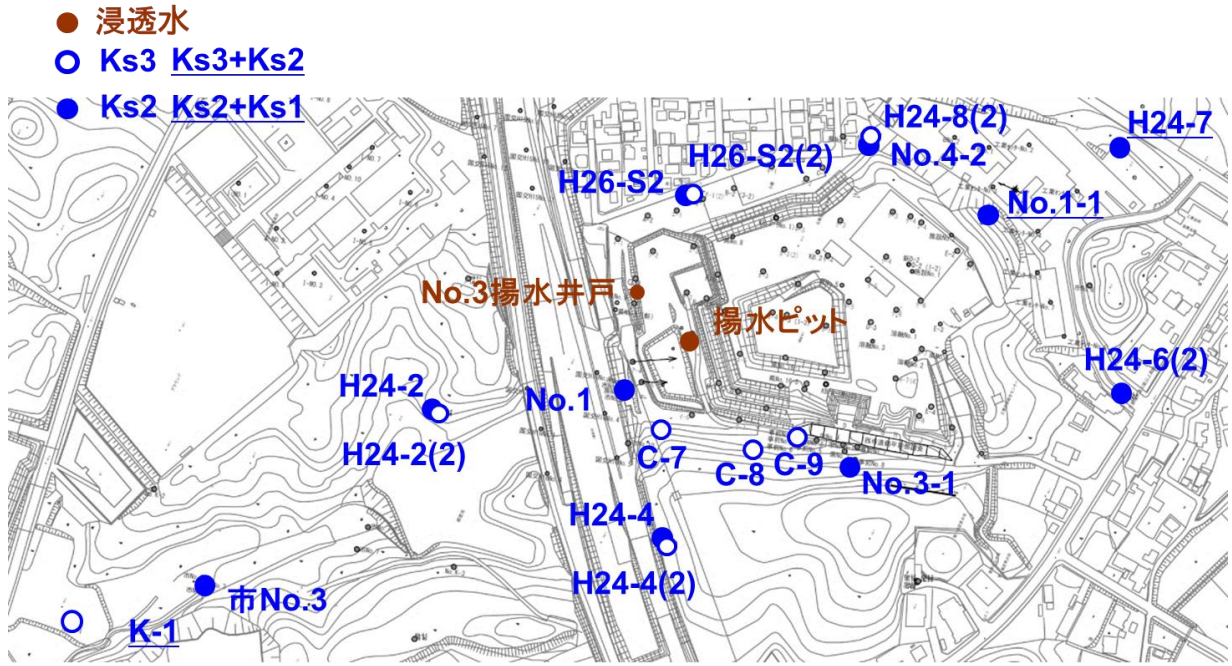
平成 30 年度は、前年度第４回と同じ地点（図(資)2-17）でモニタリング調査を実施した。なお、上流側の周縁地下水調査地点の No.4-1 地点は近傍で掘削工を開始したため、同年度第２回から調査を終了した。また、旧処分場西側で鉛直遮水壁と敷地境界の間に残置した家庭系ごみによる地下水への今後の影響を把握するため、アドバイザーの助言を得て、平成 31 年（2019 年）１月の第 27 回連絡協議会で説明し、周縁地下水調査地点の３地点（C-7、C-8、C-9）の観測井戸を新規に設置した。



図(資)2-17　モニタリング調査地点（平成 29（2017 年）～30 年（2018 年）度）

(15) 令和元年度

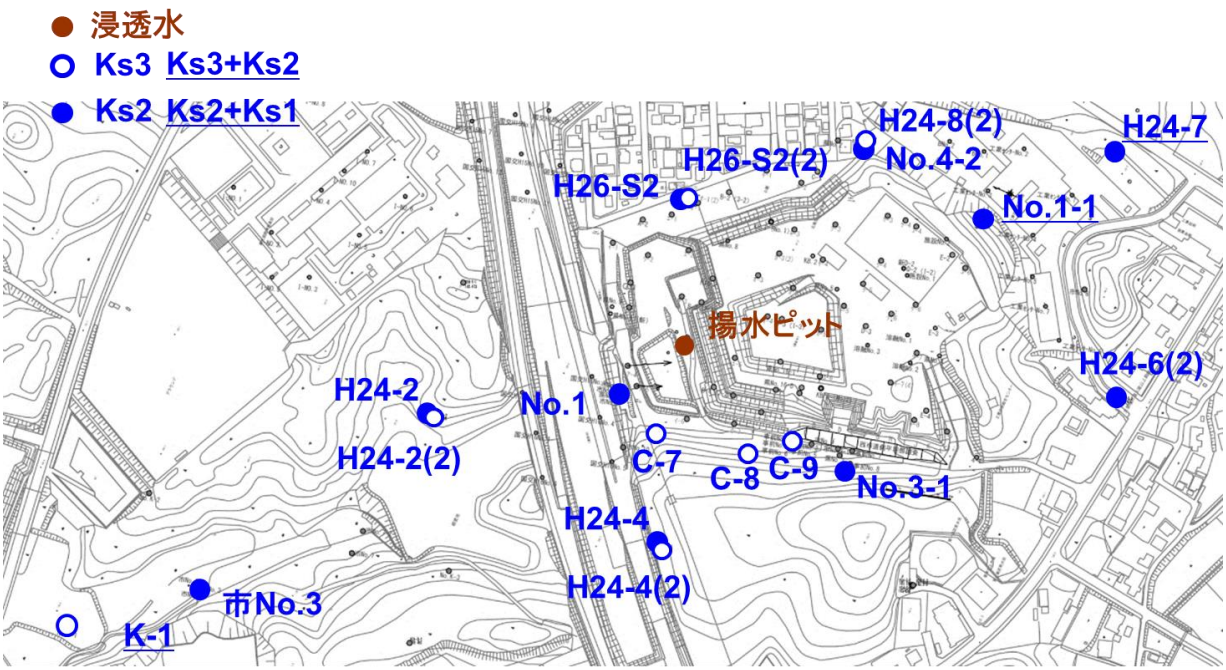
令和元年度は、周縁地下水調査地点の３地点（C-7、C-8、C-9）を追加し、モニタリング調査を実施した（図(資)2-18）。なお、浸透水調査地点の No.3 揚水井戸は浸透水集排水設備および揚水設備が完成したため、同年度第３回調査から揚水ピットに一本化することとなった。



図(資)2-18　モニタリング調査地点（令和元年（2019 年）度）

(16) 令和２年度～令和３年度

令和２年度および３年度は、前年度第４回と同じ地点（図(資)2-19）でモニタリング調査を実施した。なお、周縁地下水調査地点の３地点（C-7、C-8、C-9）では、令和３年度第２回までの８回の調査から遮水壁の外側に残置した家庭系ごみ範囲に起因する有害物質による周辺地下水の汚染はないものと考えられ、下流側の周辺地下水調査地点の２地点（H24-2(2)、H24-4(2)）でのモニタリングに移行するとして、アドバイザーの助言を得て、令和３年（2021 年）９月の第 38 回連絡協議会で説明し、同年度第３回からモニタリング調査を終了した。

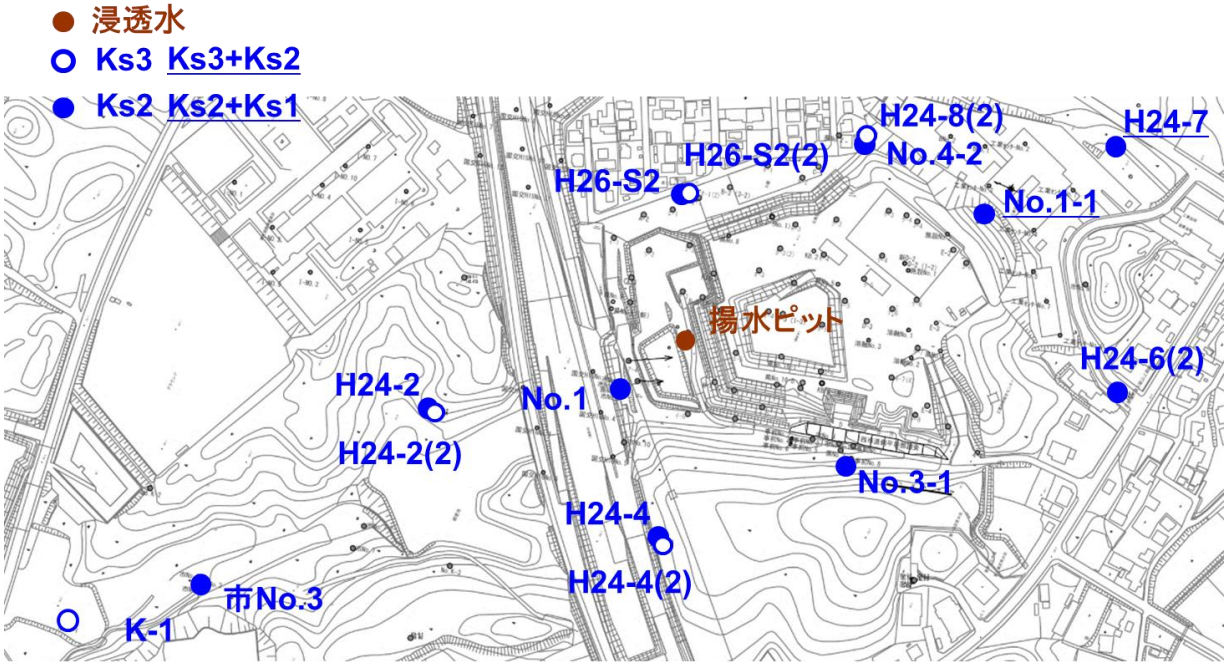


図(資)2-19　モニタリング調査地点（令和２（2020 年）～３年（2021 年）度）

(17) 令和４年度～令和７年度

令和４年度以降は、前年度第４回と同じ地点（図(資)2-20）でモニタリング調査を実施している。

令和４年度末には、対策工事完了後２年間（８回）の地下水調査結果から産廃特措法に基づく実施計画の目標達成を確認し、特定支障除去等事業を完了した。そして、令和５年度以降も、周辺自治会と締結した二次対策工事の実施に当たっての協定書に基づき、対策工事の有効性を確認している。



図(資)2-20　モニタリング調査地点（令和４（2022 年）～７年（2025 年）度）